

## 公布された規則のあらまし

### ◇住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

- (1) 住民基本台帳法の改正に伴い、知事が保有する附票本人確認情報の開示請求書その他の様式を定めました。（第2条～第5条、様式第1号の2、様式第2号の2、様式第3号の2、様式第4号の2、様式第5号の2関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

#### 2 施行期日

この規則は、令和6年5月27日から施行することとしました。